

昭和二十年一月十八日

應徵士訓練必携

愛知時計電機株式會社
訓育課鍊成係

名姓	屬所
子 三	

10

20

30

40

50

60

70

80

90

100

STANDARD

AT 20°C

目

一	教育勅語	一頁
二	宣戰ノ詔書	三
三	軍人勅諭(五箇條)	七
四	綱領	九
五	信條	一〇
六	朝の誓	二
七	夕の感謝	二
八	五誓	二
九	五省	三
十	食前の詞(朝食)	四
十一	夕食	五

次

十一	食後の詞	六頁
十二	敬禮舉措	七
十三	死生觀	八
十四	勝拔誓	九
十五	勤勞訓	一〇
十六	愛國歌集(海ゆかば)	一三
十七	國の鎮め	一三
十八	應徴士服務紀律	一三
十九	工員從業規則	一六
二十	社歌	一五

食前の詞（朝食）

箸取らば天地御代の御恵み

君と親との恩を味へ……頂きます。

食前の詞（夕食）

皇軍第一線の將兵は時に一粒の御飯、一滴の水
さへなくて奮闘されることがあるのに、今われ
らはみめぐみのもと、安らかに此のうまさ御飯
を頂き、洵に忝けなく存じます。われらはこの
幸をうけて身も心も健やかに御國の爲に働しま
す……頂きます。

食後の詞

一六

我今この美しき食を終りて
心ゆたかに力身に充つ。

この身を捧げておのが業にいそしむ
誓つて大君の御楯となります。

「御馳走さま」

敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして又上下一致
の表現なり

戦陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず
禮節の精神内に充溢し舉措謹嚴にして端正なる
は強き武人たるの證左なり

(戦陣訓本訓其の二第三敬禮舉措)

死 生 觀

一八

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり
生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし身心
一切の力を盡くし従容として悠久の大義に生
くることを悦びとすべし

(戰陣訓本訓其の二第七死生觀)

勝 拔 誓

一、みたみわれ
大君にすべてを捧げまつらん

一、みたみわれ
すめら御國を護りぬかん

一、みたみわれ
力のかぎり働きぬかん

一、みたみわれ
正しく明るく生きぬかん

一、みたみわれ
この大みいくさに勝ぬかん

一九

第五條 工員ハ就業時間中所定ノ制帽ヲ着用スヘシ

第六條 工員ハ左ニ依リ所定ノ徽章ヲ左襟部又ハ左胸部ノ見易キ所ニ佩用スヘシ、徽章ハ入社ノトキ之ヲ貸與ス

一、通勤徽章ハ入場ノトキ

二、社内徽章ハ就業時間中

第二章 身分、職務

第七條 工員ハ左ノ種類ニ分ツ

一、通常工員

二、養成工員（速成工、見習工、技能養成工）

通常工員トハ入社當時経験一年以上ノ者及當社工場所定ノ養成期間ヲ終了シタル者ヲ謂フ

速成工トハ入社當時経験一年未滿ノ者ニシテ養成期間（一年）ニアル者ヲ謂フ

見習工トハ國民學校高等科二年卒業後直ニ入社シタル者ニシテ養成期間（三年）ニアル者ヲ謂フ

技能養成工トハ技能者養成令ニ依ル者ヲ謂フ

第八條 工員ハ業務ニ依リ其ノ職種名ヲ附表ノ通定ム

第九條 通常工員ハ勤続年數、技倆ノ程度等ヲ斟酌シ左ノ身分ニ分ツ

一、一等工士

二、二等工士

三、一等工員

四、二等工員

第十條 社長ハ組長、組長代理、指導工員ヲ任命ス

組長（組長代理）ハ工員統率ノ直接ノ責任者トス、組長（組長代理）

ハ上司ノ命ヲ受ケ組工員ヲ指導シ作業ヲ督勵ス特ニ養成工員ニハ細

心ノ注意ヲ以テ之カ保護指導ニ當ルヘシ

指導工員ハ作業ニ従事シツツ組長又ハ組長代理ヲ補佐スルモノトス
 第十一條 速成工、見習工ハ組長（組長代理）指導工員及指定セラレ
 タル通常工員ノ指導ヲ受ケ作業ニ従事シ業務ノ習得ニ努ムルモノト
 ス

技能養成工ハ技能者養成令ニ基キ所定ノ養成ヲ受ケ作業ニ従事スル
 モノトス

第三章 始業、終業、休日及休憩、早出

殘業及宿直

第十二條 就業時間（入門、始業、終業、出門時刻）及休憩時間ヲ左
 ノ通定ム

入	門	始	業	終	業
---	---	---	---	---	---

午前	七時	午前	七時十分	午後	四時五十分
出	門	體	操	休	憩
午後	五時	午前	十一時五十分ヨ リ十分	正午	ヨリ 三十分
					午後三時 ヨリ十分

女子ノ終業及出門時刻ハ所定時刻ノ十五分前トス

第十三條 二十歳未満ノ未経験工員及女子工員ニシテ入社後三ヶ月ヲ
 經過セサル者ニ對シテハ一日ニ付十時間ヲ超エテ又ハ深夜ニ於テ就
 業セシメサルモノトス

前項ノ規定ハ所管勞務監理官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セス
 但シ十六歳未満ノ者又ハ女子ニ對シ一日ニ付十一時間ヲ超エテ又ハ
 深夜ニ於テ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 定時間外勤務（殘業）ノ休憩時間ハ左ノ通トス

二 時 間 以 内	二 時 間 ヲ 超 ヲ ル ト キ
午後四時五十分ヨリ十分	午後四時五十分ヨリ三十分

第十五條 交替制ヲ以テ連續作業ヲ爲サシムル場合ニ於ケル就業時間
(入門、始業、終業出門時刻) 及休憩時間左ノ如シ

二交替制	入 門	始 業	終 業	出 門	體 操	休 息
第一班	午前七時	午前七時十分	午後六時五十分	午後七時	午前十一時五十分ヨリ十分	正午ヨリ午後三時五十分ヨリ十分
第二班	午後六時五十分	午後七時	午前六時五十分	午前七時	午前零時ヨリ五十分	午前零時ヨリ五十分

備考 引繼ヲ要スル時ハ始業前又ハ終業後三十分以内トス

交替班ノ就業時間ノ轉換ハ十日以内ニ於テ之ヲ行フモノトス

第十六條 工員ノ休日左ノ如シ

一、日曜日

二、一月一日、二日、三日、十二月三十一日

三、紀元節、天長節、明治節、新年宴會、神武天皇祭、春季皇靈祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭、大正天皇祭

四、尙武祭、會社決算當日

業務繁忙其ノ他業務上必要アルトキハ所管勞務監理官ノ承認ヲ得テ前項ノ休日ニ就業セシムルコトアルヘシ

第十七條 前條所定ノ休日ニ出勤スルコト連續二回ニ及フトキハ嚮フ一週間以内ニ於テ作業ニ差支ナキ限リ代休日一日ヲ與フ

第十八條 業務上必要アルトキハ第十二條ノ規定ニ拘ラス早出又ハ残業ヲ命スルコトアルヘシ但シ第十二條ノ就業時間ヲ通算シ就業十二時間ノ範圍ヲ超エサルモノトス

業務ノ性質上又ハ已ムヲ得サル事由ニ依リ前項ニ據リ難キ場合ニ於

テ所管勞務監理官ノ承認ヲ得タルトキ又ハ海軍大臣ノ命令アリタル場合ニ於テ所管勞務監理官ニ豫メ報告シ就業十二時間ヲ超エテ早出又ハ殘業ヲ命スル事アルヘシ

第十九條 戰時事變等ノ爲必要アル場合ニ於テハ所管勞務監理官ノ承認ヲ受ケタル規定ニ基キ工員ニ居殘リ、宿直等ヲ命スルコトアルヘシ

第二十條 生後滿一ケ年ニ達セサル乳兒ヲ哺育スル女子工員ニ對シテハ就業時間中ニ於テ一時間以内ヲ限り時刻ヲ指定シ其ノ乳兒ノ哺育時間ヲ與フ

第四章 入場、退場、遅刻及早退

第二十一條 工員ハ必ス所定ノ通用門ヨリ入退場シ其ノ他ノ場所ヨリ出入スルコトヲ得ス

第二十二條 工員通用門ハ入門時刻三十分前ニ開門ス

工員ハ入門時刻迄ニ入場シ所定ノ場所ニ整然集合シ朝禮ヲ行ヒタル後就業スヘシ

工員就業ヲ終リタルトキハ持場ヲ整頓シ晚禮ヲ行ヒタル後退場スヘシ出門時刻後三十分以上社内ニ殘留スルコトヲ得ス

第二十三條 工員入場ノ時ハ所定ノ札場ヨリ自己ノ日勤札ヲ受取り之ヲ所屬ノ札掛場ニ掛ケテ入場ノ證トナシ退場ノ時ハ所屬ノ札掛場ヨリ該札ヲ受取り之ヲ所定ノ札掛場ニ掛ケテ退場ノ證トナスヘシ(夕イムレコードニ依ル者ハ入退場ノトキ所定ノカードニ押印シ其ノ證トス)

殘業札ハ工場係員ヨリ受取り退場ノトキ之ヲ所定ノ殘業札箱ニ納ムヘシ

第二十四條 第十二條及第十五條ノ入門時刻ニ遅ルルコト三十分以上ニ及ビタル者ハ入場ヲ許サス但シ已ムヲ得サル事由アル者ハ此ノ限

ニ在ラス

遅刻者ハ守衛ニ所屬職番氏名ヲ申告シ日勤札ト照合ヲ受ケタル後入場スヘシ

第二十五條 病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ早退セントスル者ハ所屬工場長（係長）ノ承認ヲ受テ所定ノ手續ヲ履ミ退場スヘシ

第二十六條 社用外出ヲ爲ス者ハ所屬工場長（係長）ノ許可ヲ受ケ所定ノ手續ヲ履ムヘシ

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス又ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

一、酒氣ヲ帶ヒタル者及酒類ヲ携帯スル者

二、火器兇器等ノ危險物其ノ他作業上不必要ト認ムルモノヲ携帯スル者

三、異様ノ服裝ヲ爲シ又ハ所定ノ徽章ヲ佩用セサル者

四、其ノ他作業ヲ妨害シ若ハ工場ノ風紀ヲ著シク紊シ又ハ其ノ虞アル者

第二十八條 社品ヲ社外ニ持出サントスル者ハ工場長（係長）ヨリ持出證ヲ受ケ之ヲ守衛ニ示シ點檢ヲ受クヘシ

第二十九條 私品ヲ社内ニ持込マントスル者ハ守衛ノ點檢ヲ受ケ器具工具類ハ器具室ニ届出ツヘシ

私品ヲ社外ニ持出サントスルトキハ器具室ニテ證明ヲ受取り前條ノ手續ヲ履ムヘシ

第三十條 外來者トノ面會ハ休憩時間ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ已ムヲ得サル事情アル場合ニ於テハ所屬工場長（係長）ノ許可ヲ受クルモノトス

第五章 缺勤及休暇

第三十一條 病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ缺勤セントスル者ハ

入門時刻迄ニ缺勤日數及其ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ但シ其ノ願出ノ暇ナキトキハ事後速ニ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

正當ノ理由ナキ翌日以後ノ届出ハ無届缺勤ト看做ス

第三十二條 工員ニ對シテハ一年(前年十一月十六日ヨリ當年十一月十五日迄ノ期間)ニ付三日間ノ有給慰勞休暇ヲ與フ但シ中途入社ノ者ニ對シテハ入社後ノ期間ニ依リ左ノ通トス

入	社	時	休
			暇
八月十五日迄ニ入社ノ者			三 日
八月十六日ヨリ十月十五日迄ニ入社ノ者			一 日
十月十六日ヨリ十一月十五日迄ニ入社ノ者			ナ シ

前項ノ休暇ハ事情ニ依リ更ニ二日以内延長スルコトアルヘシ
第一項ノ休暇ヲ受クル事能ハサリシ場合ニハ之ヲ受クル事ヲ得ヘカ

リシ日數ニ對シ日給ニ相當スル手當ヲ支給ス

第三十三條 六ヶ月ヲ通シ懲罰ヲ受クルコトナク精勤シタル者ニハ左ニ依リ有給精勤休暇ヲ與フ但シ休暇ヲ受クル事能ハサリシ場合ニハ前條第三項ニ同シ

條	件	休	備	考
		暇		
六ヶ月間無缺勤		二 日	遅刻早引ハ三回ヲ以テ缺勤一日トス	
六ヶ月間缺勤一日以下		一 日		

前項ノ休暇ハ十一月十六日ヨリ五月十五日迄及五月十六日ヨリ十一月十五日迄(各六ヶ月)ノ勤續期間ニ於ケル有資格者ニ對シ六月一日及十二月一日ヨリ六ヶ月以内ニ之ヲ與フ

第三十四條 工員ハ左ノ場合ニ於テ休暇ヲ受クル事ヲ得

- 一、父母、配偶者又ハ子ノ喪ニ服スルトキ

二、祖父母、配偶者ノ父母（里方ノ場合）兄弟姉妹又ハ孫

ノ喪ニ服スルトキ

三日

三、伯叔父母ノ喪ニ服スルトキ

一日

四、父母ノ法要又ハ祭祀ヲ營ムトキ

一日

五、本人結婚ノトキ

三日

六、徴兵検査、豫備検査、簡閲點呼、勤務演習又ハ査閲ニ

應スルトキ（官憲ノ證明ヲ要ス）

往復所要日數ヲ含ム必要日數

七、證人、鑑定人、參考人又ハ陪審員トシテ裁判所ニ出頭

スルトキ其ノ他之ニ準スルトキ

往復所要日數ヲ含ム必要日數

八、女子工員ノ産前産後

七十日

第六章 教養訓練

第三十五條 工員ハ當社ノ教養訓練計畫ニ基キテ行フ教養訓練ヲ受ク

ヘシ但シ已ムヲ得サル事由アリテ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七章 保健衛生

第三十六條 工員ハ毎日體育指導係ノ指導ノ下ニ所定ノ體操ヲ行フヘ

シ但シ健康上體操ヲ行フコト不適當ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 食事ハ所定ノ場所ニ於テ行フヘシ

食事前ノ洗手ヲ勵行スヘシ

第三十八條 工員社内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ其

ノ旨工場事務室ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ

第三十九條 左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ハ就業ヲ禁止ス但シ第五號又

ハ第六號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付當社ノ認ムル傳染病豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、精神病
- 二、癩、病毒傳播ノ虞アル結核
- 三、法定傳染病
- 四、丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病
- 五、微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病
- 六、膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノ）其他之ニ準スヘキ傳染性眼病
- 七、肋膜炎、第二號以外ノ結核、心臟病、脚氣、關節炎、髓鞘炎急性泌尿生殖器病、其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増惡ノ虞アル者
- 八、傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セサル者

第四十條 工員其ノ他ノ同居ノ家族又ハ同居人ニシテ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ疑アルトキハ直ニ其ノ旨工場事務室ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第四十一條 工員ニ對シ採用後三十日以内及毎年一回（又ハ二回）健康診斷及トラホーム檢診ヲ行フ

前項ノ外臨時必要アリト認ムルトキハ工員ノ全部又ハ一部ニ對シ健康診斷ヲ行フ

第四十二條 左ニ掲クル者ハ健康要保護者トシ之ニ對シ就業制限、作業ノ轉換、治療其ノ他保健衛生上必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、年齢二十歳未滿ニシテ採用後六ヶ月以内ノ者
- 二、ツベルクリン反應ノ陽性轉化後一年以内ノ者
- 三、疾病ニ罹リ又ハ身體虛弱ニシテ一定ノ保護ヲ必要トスル者

四、妊婦

第四十三條 負傷又ハ疾病ノ爲七日以上ニ亘リ休業シタル者ハ社醫ノ診斷ヲ受ケ就業ニ差支ナシト認メラレタル後ニ非サレハ就業スルコトヲ得ス

第八章 危害豫防

第四十四條 工員ハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急具及材料ノ備付場所並ニ其ノ使用方法ヲ知得シ置クヘシ

第四十五條 工員ハ安全管理者、安全委員其ノ他安全關係者ノ指導ニ從ヒ各自職場安全化ノ協力者タルヲ自覺シ作業安全ノ實踐ニ努力スヘシ

第四十六條 工員ハ工場内ニ於テ協力シテ左記事項ヲ嚴守スヘシ
一、原動機、動力傳導裝置、機械設備又ハ工具等ハ就業前ニ點檢シ尙故障若ハ危険ナル箇所ヲ發見シタルトキハ使用ヲ停止シ

直ニ其ノ旨係員ニ報告スルコト

- 二、係員ニ非サル者ハ原動機ノ始動又ハ停止ヲ爲ササルコト
- 三、工場内ニ於テハ猥ニ焚火其ノ他ノ火氣ノ使用ヲ爲ササルコト
- 四、業務上火氣及火氣ヲ誘導シ易キ物品ヲ取扱フトキハ細心ノ注意ヲ拂ヒ危険ナキヲ期スルコト
- 五、喫煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニテ爲スコト
- 六、危険又ハ有害ノ虞アル作業ニ從事スル者ハ常ニ所定ノ保護具ヲ使用スルコト
- 七、常ニ整理整頓ヲ旨トシ特ニ通路、避難出口、消火設備ノ在ル箇所ニハ物品ヲ置カサルコト
- 八、安全規則作業心得其ノ他危害豫防ニ關スル規則ヲ遵守シ災害豫防ニ務ムルコト

第四十七條 工員ハ防空防火並ニ避難ニ關シテハ所管勞務監理官ノ承

認ヲ得タル規程ニ依リ行動スヘシ

第四十八條 火災其ノ他ノ災害ノ發生ヲ發見シ又ハ災害發生ノ危險ヲ覺知シタル者ハ直ニ之ヲ係員其ノ他適當ノ者ニ報告シ其ノ指揮ニ依リテ行動スヘシ但シ急ヲ要スルトキハ臨機ノ處置ヲ執リ直ニ其ノ旨ヲ係員其ノ他適當ノ者ニ報告スヘシ

第九章 表彰

第四十九條 工員ニシテ誠實勤勉其ノ職務ニ從事シ勤續滿十年以上ニ

達シタル者ハ銓衡ノ上賞狀並ニ左ノ賞金ヲ授與シ社長之ヲ表彰ス

- 一、勤續滿十年（女子ニアリテハ八年） 賞金 十圓
- 同 十五年（同） 十二年（同） 同 二十圓
- 同 二十年（同） 十六年（同） 同 三十圓
- 同 二十五年（同） 二十年（同） 同 五十圓
- 同 三十年（同） 二十四年（同） 同 百圓

同 三十五年（同） 二十八年（同） 同 百五十圓

同 四十年（同） 三十二年（同） 同 二百圓

前項ノ表彰ハ毎期末現在ノ調ニ依リ六月末及十二月末之ヲ行フ

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ銓衡ノ上之ヲ表彰ス

前項ノ表彰ハ賞狀、徽章、賞品又ハ賞金ヲ授與シテ社長之ヲ行フ

- 一、事業上有益ナル發明又ハ改良ヲ爲シ其ノ成績良好ト認メタル者
- 二、材料工費又ハ消耗品ノ節約方法ヲ案出シ其ノ成績良好ト認メタル者
- 三、品行方正、技能優秀、業務ニ熱心ニシテ衆ノ模範タル者
- 四、火災其ノ他ノ災害ヲ未然ニ防止シ若ハ災厄ニ際シ特ニ功勞アリタル者
- 五、皆勤三年以上ノ者

六、其ノ他前各號ニ準スル程度ノ篤行又ハ功勞アリタル者
第五十一條 表彰ハ表彰委員會ニ諮リ之ヲ決ス

第十章 懲 戒

第五十二條 懲戒ヲ分チテ譴責、減給、有給慰勞休暇制限、家族手當減給又ハ支給停止及懲戒解雇トス

第五十三條 前條ノ懲戒ハ左記ニ依ルモノトス

- 一、譴責ハ始末書ヲ提出セシム
- 二、減給ハ譴責ニ加フルニ賃金ノ五日分以内ヲ總額トシ一日ニ付日給ノ三分ノ一以内ノ減給ヲナス
- 三、有給慰勞休暇制限ハ譴責ニ加フルニ二日以内ノ制限ヲ行フモノトス
- 四、家族手當減給又ハ支給停止ハ譴責ニ加フルニ當月分ノ家族手當ノ減給又ハ支給停止ヲ行フモノトス

五、懲戒解雇ハ豫告ヲ用ヒスシテ之ヲナスモノトス

第五十四條 工員ハ本則ニ據ルノ外懲戒ヲ受クルコトナシ

懲戒ハ事情ニ依リ之ヲ社内ニ揭示ス

第五十五條 本則ニ依リ工員ノ遵守スヘキ事項ニ違反シタルトキハ譴責ニ處ス但シ反則輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ工場長

(係長)ノ訓戒ニ止ムルコトアルヘシ

第五十六條 左ノ各號ノニニ該當スル者ハ減給又ハ有給慰勞休暇制限

ニ處ス但シ情狀ニ依リ譴責ニ止ムルコトアルヘシ

- 一、正當ノ理由ナクシテ上長ノ指揮ニ違反シタル者
- 二、火氣ノ取扱ヲ粗略ニシ又ハ所定ノ場所以外ノ場所ニ於テ焚火若ハ喫煙ヲ爲シタル者

三、私品ヲ製造シ又ハ之カ製造ヲ依頼シ若ハ依頼ノ紹介ヲ爲シタル者

- 四、喧嘩口論其ノ他社内ノ規律ヲ紊ルカ如キ行爲アリタル者
- 五、作業時間中怠慢ニ亙ル行爲アリタル者
- 六、社内ニ於テ許可ナクシテ物品ノ賣買取引又ハ之カ斡旋仲介ヲ爲シタル者
- 七、社内ニ於テ許可ナクシテ寄附其ノ他釀金ヲ募リ又ハ頼母子講若ハ之ニ類似ノモノヲ組織シ會員ヲ勧誘シ又ハ集金ヲ爲シタル者
- 八、社内ニ於テ落書ヲ爲シ又ハ許可ナクシテ書類印刷物等ヲ頒布シ又ハ貼布シタル者
- 九、許可ナクシテ團體ヲ組織シ若ハ集會ヲ催シ演説ヲ爲シタル者
- 十、流言蜚語及他人ヲ陥ルル爲無實ノ申告又ハ投書ヲ爲シタル者
- 十一、社内ニ於テ賭博其ノ他之ニ類似スル行爲ヲ爲シ又ハ其ノ用具ヲ社内ニ携帯シタル者

十二、規定ニ反シ社内ニ出入シ又ハ殘留シタル者

十三、職札(日勤札、殘業札及タイムレコードカード)ヲ他人ニ託シ又ハ他人ノ委託ヲ受ケ其ノ取扱ヲ爲シタル者

十四、作業ヲ誤リ又ハ失策ヲ爲シ之ヲ隱蔽シタル者ニシテ其ノ情重キ者

十五、不注意ニ因リ作業ヲ誤リ又ハ機械、器具其ノ他ノ物品ヲ毀損若ハ紛失シタル者

十六、機械、器具其ノ他ノ物品ヲ亂用シ又ハ擅ニ變造若ハ製作ヲ爲シタル者

十七、所定ノ手續ヲ經スシテ使用器具其ノ他物品ノ貸借ヲ爲シタル者ニシテ其ノ情重キ者

十八、濫ニ他工場若ハ禁止ノ場所ニ立入りタル者

十九、工員ヲ誘導シテ他ノ被傭者トシ又ハ是等ノ周旋ヲ爲シ又ハ

爲サントシタル者

- 二十、業務上ノ地位ヲ濫用シ又ハ其ノ職責ヲ粗略ニシタル者
 二十一、其ノ他前各號ニ準スル程度ノ不都合ナル行爲アリタル者
 第五十六條ノ二 正當ノ理由ナク無届缺勤ヲ爲シタル者又ハ第五十七條各號ニ定ムル特ニ不都合ナル行爲アリタル者ニ對シテハ所管勞務管理官ノ承認ヲ受ケ家族手當減給又ハ支給停止ニ處スルコトアルヘシ

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ懲戒解雇トス但シ情狀ニ依

リ減給又ハ有給慰勞休暇制限ニ處スルコトアルヘシ

- 一、姓名又ハ經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタル者
- 二、暴行脅迫其ノ他不穩ナル行爲ヲナシ若ハ之等ノ行爲ニ關シ教唆、煽動等ヲ爲シ又ハ其ノ謀議ニ參與シタル者
- 三、故意ニ機械、器具、設備其ノ他ノ物品ヲ毀損シ又ハ滅失シタル者

ル者

- 四、事業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタル者
- 五、私品ヲ作製シ又ハ作製セシメタル者ニシテ其ノ情重キ者
- 六、社品ヲ無斷ニテ持出シ又ハ持出サントシタル者
- 七、著シク風紀又ハ規律ヲ紊亂シタル者
- 八、刑罰ニ觸レ又ハ觸ルヘキ行爲アリタル者
- 九、竊ニ他ニ雇ハレタル者
- 十、職札（日勤札、殘業札、タイムレコードカード）徽章、外出證、持出證等ノ偽造、變造、改造、流用等ヲ爲シタル者
- 十一、正當ノ理由ナク無届缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタル者
- 十二、懲戒數回ニ及フモ尙改悛ノ見込ナキ者
- 十三、上長ノ命ニ服セサルコト數回ニ及フ者
- 十四、故意ニ作業能率ヲ阻害シタル者

十五、出勤常ナラス遅刻早退多ク勤務ニ不熱心ナル者

十六、正當ノ理由ナク早出、残業、休日出勤又ハ呼出ニ應セサル者

十七、故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮ニ違反シタル者

十八、其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタル者

第五十八條 本則ニ違反シタル者ハ其ノ情狀ニ依リ國家總動員法ニ基キ處罰セラルルコトアルヘシ

第五十九條 懲戒ハ懲戒委員會ニ諮リ之ヲ決ス

第十一章 休職、解雇、退職

第六十條 工員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ス但シ休職期間中其ノ事由止ミタルトキハ申出ニ依リ復職セシムルコトヲ得

一、陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

二、業務ニ因ラサル負傷又ハ疾病ノ爲引續キ缺勤九十日ヲ超エタルトキ

三、事故等ノ爲引續キ缺勤三十日ヲ超エタルトキ

前項ノ休職期間ハ勤務ニ服スル場合ノ外三ヶ月トス但シ事情ニ依リ延長スルコトアルヘシ

第六十一條 男子工員年齡滿五十五歲、女子工員年齡滿五十歲ニ達シタルトキハ停年退職トス但シ業務上特ニ必要アル者ハ銓衡ノ上引續キ一定期間勤務セシムルコトアルヘシ

第六十二條 工員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十四日前ニ豫告シテ解雇スルコトアルヘシ但シ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルトキハ即時解雇ス

一、精神又ハ身體ノ障礙ニ依リ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ

二、老衰ノ爲作業能率著シク劣ルニ到リタルトキ

三、第六十條第一項第二號、第三號ニ依ル休職期間ヲ經過シタル

トキ

四、事業縮少ノ爲工員ニ過剩ヲ生シタルトキ

五、其ノ他前各號ニ準スル程度ノ已ムヲ得サル事由アルトキ

第六十三條 工員退職又ハ解雇ノ場合ハ會社ヨリ借用セル物件ヲ取揃

ヘ直ニ之ヲ返却スヘシ

第六十四條 工員退職セントスルトキハ十四日以前ニ所屬工場長(係

長)ヲ經テ退職願ヲ提出シ従前ノ就業ヲ繼續スヘシ但シ入營、應召

其ノ他之ニ準スル事由ニ因リ退職セントスルトキハ此ノ限ニ在ラヌ

第六十五條 第五十七條ノ懲戒解雇處分、第六十一條、第六十二條及

第六十四條ハ徵用工員ニ之ヲ適用セス

第六十六條 本則ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ實施ス

附 表

工種名	工種名	工種名	工種名
製圖工	銅工	平削工	木型工
分析工	旋盤工	フライス工	鑄物工
試驗工	研磨工	齒切工	鑄物仕上工
實驗工	バフ工	歴伸工	鍛工
檢査工	形削工	工具工	熱處理工
目盛工	ボール盤工	仕上工	プレス工
筆記工	ターレット工	罨書工	水壓工
鍍金工	中グリ工	熔融工	現圖工

洗滌工	鋸打工	製材工	配管工	木工	メツキ工	壓縮ガス工	ガス工	熔接工
縫工	塗装工	巻線工	擦線工	電機工	電路工	組立工	製罐工	噴砂工
發送工	工務工	雜務工	汽罐工	起重機工	運轉工	企業畫工	刷版工	寫真工
				炊事夫	給仕	運搬工	整備工	精製工
								剪斷工

愛知時計電
機株式會社
社

歌

(一) 熱田の森の

朝ぼらけ

神代ながらの

若緑

仰ぎて日々に

新らしき

希望に燃ゆる

わが勤務

(二) 固き契りは

たまきはる

命を結ぶ

鐵の意氣

科學の戰士

いざわれら

就け國防の

第一線

(三) 意氣は昂りて

天を衝き

銀の翼と

化りて翔ぶ

爆音遙か

征くところ

轟く其の名

愛知時計

(四) 鐵は發して

國威を示す

光世燦と

輝く其の名

大御代の

精密器

照るところ

愛知時計

(五) 溢るゝ誠心

漲る力

榮ある勤務

兵器報國

大君がため

國のため

勵みつゝ

たゞ一路

作詞 愛知時計電機株式會社
作曲 早川彌左衛門